

ネットワーク長野県史料協 全史料協の東日本大震災への対応

全史料協東日本大震災臨時委員会委員長 小松 芳郎

1 全史料協としての対応

昨年3月11日に発生した東日本大震災に対応するため、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、この1年間、次のような活動をしてきている。①被災自治体の支援要請を前提として、機関会員等に情報提供を行い、必要とされる人材を被災自治体に紹介、②被災地で、公文書等の保存・救済のための研修会等の実施、③被災公文書等の実態の情報収集、④関係機関に対する要望活動。

あわせて、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）へ、全史料協として参画した。

2 臨時委員会の取り組み

これらの活動を推進するために、全史料協東日本大震災臨時委員会（以下、臨時委員会）が昨年5月26日に発足した。

第1回臨時委員会（6月）で、被災地での公文書救済活動と、公文書等の被災実態調査を行うことを決めた。

7月2日、3日の両日に岩手県釜石市で、国文学研究資料館との共催で、公文書レスキュー活動の報告会と作業を実施した。

今年の2月7日に、京都府で第3回臨時委員会を開いて活動の総括をした。任期は23年3月末だったが、もう1年間の活動継続が、2月23日の全史料協役員会で了承された。

3 陸前高田市への救援活動

臨時委員会では、7月以降に岩手県陸前高田市役所公文書の被災状況を視察した。そして、全史料協会長から市長宛てに、被災公文書等の復旧方策について提案書がだされた。委員会では、文化財等レスキュー事業の枠組みを活用し

て、陸前高田市公文書のレスキュー活動を行うこととし、全史料協会員に作業メンバーの派遣を呼びかけた。

市当局による調整（作業場の手配、人員の確保）の中、作業現場の旧矢作小学校で、8月から1月まで延べ21日、全史料協会員60人が参加した。

新年度以降も、乾燥にめどがついた文書から、クリーニング、ファイル交換、目録作成などに順次作業を進める。

4 被災資料の調査

現地でのレスキュー作業と併行して、臨時委員会では、被災情報源確認のための現地でのヒヤリング調査を実施してきており、被災資料状況一覧リストを作成している。今後も、被災資料調査・情報収集・整理・確認・リスト化の作業を続け、1年後には報告書を作成する。

5 要望活動

全史料協では、東日本大震災被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書を昨年5月に全国知事会などの関係団体に、また6月8日には内閣総理大臣などに提出した。この2月29日には、内閣総理大臣と内閣府特命担当大臣宛てに「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故関連公文書等の保全・保存に関する要望書」を提出了。



東日本大震災で被災した文書

栄村における文化財保全活動に参加して

伊那市教育委員会 大澤佳寿子

平成23年は空前の災害に見舞われた年であった。3月12日に発生した栄村を震源とする長野県北部地震は、村内に大きな被害をもたらし、その後の文化財保全活動に参加した私にとっても、自らの足元を見つめ直す契機となった。

日ごろ文化財保護業務に携わっている私たちは、地域が災害に見舞われた場合、文化財を守るためにどれだけ力を尽くせるだろうか。

ひとたび災害が発生すると、各自治体では防災計画にのっとって、様々な応急対策活動が進められていく。伊那市を例にすると、災害発生時にまず文化財担当者が行うべきことは、文化財見学者の安全確保と被害調査である。文化財に被害が確認された場合には、県や国へ報告の上、被害の拡大防止のため応急措置を行うのだが、ここでいう文化財とは国・県・市の指定文化財及び登録文化財のことであり、指定文化財以外の古文書や民俗資料などは、原則として、市が対策を講じる対象には含まれない。指定文化財等の応急対策を終えると、次に行うのは避難誘導や避難所運営など、住民の命や生活を守る活動となっており、大きな災害になればなるほど、担当者は文化財保護以外の災害対応に追われ、未指定文化財にまで手が回らなくなる恐れがある。これは伊那市に限ったことではないだろう。

近年こうした行政対応とは別に、指定の有無を問わず、地域の文化財の保全活動を行う団体が災害時に力を発揮している。栄村では、中央学院大学の白水智氏を中心とする「地域史料保全有志の会」※（以下、「有志の会」）が、災害から約1か月半後の4月29日より被災資料の救出活動に入っていた。活動の参加者は、白水氏の呼びかけに応じた研究者や学生、博物館学芸員、地元住民等であるが、彼らの活動により失

われる寸前だった多くの古文書、民具等が救われている。災害時、文化財保全活動を行政だけで行うのは恐らく不可能であり、有志の会のような組織への期待は大きい。有志の会の活動は、長年にわたる史料調査を通じて栄村と交流のあった白水氏らが、被災史料の行く末を憂慮して始めたものであり、被災地が栄村であったからこそ生まれたものだが、残念な事に地元住民を除くと県内関係者の参加が少ない。阪神淡路大震災以降、各地で誕生している県単位の資料保存ネットワークのように、長野県にも災害時に広域で助け合う組織が必要ではないだろうか。県史料保存活用連絡協議会も含め、県内で文化財保護や歴史研究等に携わる者が一体となって、長野県における地域資料保全の仕組みを考えていく必要があると強く感じる。



栄村の被災した土蔵

※ 「地域史料保全有志の会」の活動については、白水氏が学会誌（『民具マンスリー』第44巻6号 通巻522号 2011年、『歴史評論』2月号 通巻742号 2012年）に発表されているほか、各回の活動報告書をWeb上〈<http://ameblo.jp/shiryouhozen>〉で公開している。現在主な活動は救出から整理へと移行しているが、多くの方に活動を知っていただき、加わっていただけたらと思う。

第2回文献史料保存活用講習会 報告

須坂市生涯学習スポーツ課 千葉 剛成

体験することすべてが初めての講習会でしたが、国立公文書館の有友至氏、中島郁子氏、阿久津智広氏の3名の講師先生方から文献史料の修復技術について入れ替わり立ち代わり、懇切丁寧にご指導いただき、不器用ながらもなんとか一通りの作業をこなすことができました。

虫食い穴などを補修する繕い作業では、適切な水分管理が難しく、輪染みができてしましました。接着の糊は可逆性があるので、貼った和紙をはがすことはできるのでしょうか、染みが生じたのには少々ショックを受けました。貴重な史料、特に私たちが扱う史料（古文書）は基本的に唯一無二の物が多いので、そういうものを間違っても、自分で処理することはやめようと思った次第です。どうしても自分で修復作業を行わなければならないのであれば、不器用な私では相当な特訓練習が必要でしょう。

私は以前、博物館に勤務していた際、民間業者に史料修復を依頼したことがあります。そのため紙漉の応用で、紙の欠損部に纖維を流し込んで修復する技術（漉嵌法）については承知していました。しかし、今回、間近に見る水頭圧式のリーフキャスティングマシンの機械は、当初のイメージに比べると、想像以上に内部は簡単な仕掛けで、少ない工程で効率的な修復作業が行える画期的なもののように思われました。恐らく、実際の運用にあたっては、細心の注意を払って処理による毀損の可能性についての判断を行い、さらに過去からの積み重ねてきたノウハウをもとにした作業が必要であると思いますが、修復が必要な史料が多量に出てきた場合には、是非取り入れてみたいと思う技術でした。

当市では、須坂市誌編さん業務を推進しており、古文書・行政文書の収集・保管と解析を行っています。それらの中には、劣化した史料も



数多く見られますが、幸いに市誌編さん室の担当職員も講座に参加させていただきましたので、今回学んだ保存修復技術の知識を現場で生かす場面が、これからも少なからずあるのではないかと思います。

なお、須坂市誌は、先ごろ、第1巻の「自然編」が発刊されました。今後、平成28年度までに「地誌・民俗編」、「歴史編Ⅰ～Ⅲ」をあわせた全5巻を発刊する予定です。県史料協会員の皆様にもぜひご購入いただきたくお願い申し上げます。

講習会の最後には、大震災の復旧・復興に実際に携わられておられる講師の方々により、大震災の津波などによって汚損した文書の水洗技術を実演していただきました。限られた資機材しかない中で、身近なものを利用し応用する発想に感嘆しつつ、現場での暑さ寒さに耐え、長期の作業を行っている様子をお聞きして、貴重な文献史料の修復に努めておられる講師の方々の思いに改めて感服いたしました。

今回の講習会では、文献や映像だけでは分からず大変貴重なことを学ばせていただきました。講師の先生方、また事務局担当者の方々に深く感謝申し上げます。

長野県史料協 平成23年度行事記録

平成23年 6月22日（水） 松本市あがたの森文化会館

- ◇第1回理事会
- ◇総会
- ◇第1回文献史料保存活用講習会

松本市歴史の里館長 前田隆之氏

「木下尚江関係資料の保存と整理」

旧制高等学校記念館館長・あがたの森文化会館館長

藤波由紀夫氏

「旧制松本高等学校の保存と活用について」

- ◇視察 旧制高等学校記念館、松本市歴史の里



平成23年11月10日（木）・11日（金） 千曲市長野県立歴史館

- ◇第2回文献史料保存活用講習会
- 独立行政法人国立公文書館 中島郁子氏・阿久津智広氏・有友 至氏
- ◇第2回理事会（11日）

平成24年度県史料協行事予定（変更することがあります）

- ◇6月20日（水） 総会・第1回保存活用講習会
- ◇10月25日（木）・26日（金） 第2回保存活用講習会

事務局より

近年、わが国では、震災や水害、火災等により、甚大な人的、物的被害がもたらされるとともに、地域社会や個々の生活と密着して伝えられてきた歴史資料などの文化財が滅失、破損、汚損する事例を目の当たりにしました。また、生活様式の変化、少子高齢化、山間部の過疎化など、われわれを取り巻く社会状況の変化により、地域の歴史資料が散逸、消滅するような危機的状況も深刻度を増してきています。このような現状の中で、私たちの社会、生活に不可欠な存在である文化財を守り、後世へ伝えていくための試みもまた、ますます必要とされ、重要となってきています。私たち長野県史料協の活動がその一助となるためにも、まずは、こうした情勢を把握し、さまざまな情報を会員間で共有していくことが必要であると考えます。会員の皆様には、たとえどんなにささやかな情報であっても、長野県史料協の場を通じて積極的にご発信いただきますようお願い申し上げます。

事務局：長野県立歴史館 文献史料課 〒387-0007 長野県千曲市屋代260-6

電話 026-274-3993 fax 026-274-3996 E-mail rekishikan-bunkan@pref.nagano.lg.jp